後期

健康診査情報提供事業の実施について

医療機関に通院中の方で、健診受診のない者について、医療機関が持つ診療情報のうち健診の基本項目を全て満たす検査結果がある場合に、患者本人の同意のもとで医療機関から保険者にその情報を提供いただくことで、健診データとして活用するものです。
保険者は、提供いただいた健診情報をもとに、保健事業等の取り組みに活用します。

情報提供の流れ

患者が主治医へ情報提供書を持参する
（主に11月～翌年3月頃）

↓

患者が、本年度健診を既に受診していないか確認する

※健診を受診済みの場合は、対象外です

↓

「情報提供書」に本人同意の署名をもらう

↓

情報提供書に検査データ※と医師の総合判断を記載

※検査データは、医師の総合判断の日（検査結果が揃い、医師が総合的に判断を行った日）から3ヶ月以内のデータを記載してください

↓

情報提供書と請求書を国保連合会へ提出

※提供いただいた情報をデータ化し、保険者(後期高齢者医療広域連合)へ提供します

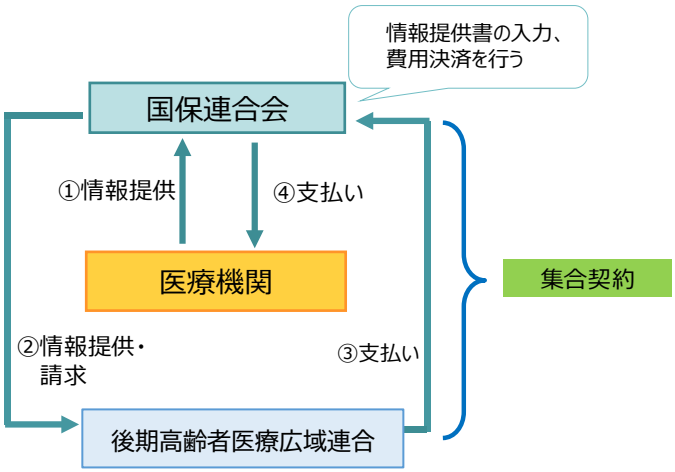

健康診査情報提供料　2，500円／1件をお支払いします

留意事項

1	情報提供書に記載する検査結果と医師の総合判断日までの間は3か月以内となります。
2	本事業は健康診査を受診していない(しない)者が対象のため、受付においてご確認をお願いします。
3	身長・体重について、データがない場合は計測をお願いします(費用は健康診査情報提供料に含まれます。)
4	追加項目「血清クレアチニン」の記載を必須としています。 ※「血清尿酸」は国保と同様に、検査結果がある場合は記載にご協力ください。
5	検査結果について、患者様へ説明(指導)を原則実施していただくようお願いします。 ※検査後に説明を実施した者に対して、情報提供書記載時に全体を通して再度の説明は不要となります。 ただし、検査後に説明を実施していない場合は説明が必要です。
6	通常、健康診査の受診者には結果通知を送付していますが、本事業に参加した場合には、健康診査の結果を含めて結果通知されません。

（お問い合わせ）
制度等事業に関すること　高知県健康政策部国民健康保険課　TEL:088-823-9646
請求・支払に関すること　高知県国民健康保険団体連合会
保険者支援課事業健診係　TEL:088-820-8415